

小平交通安全情報

令和6年7月
小平署

自転車も車両、交通事故の**加害者**にもなります

自転車で交通事故を起こした場合
民事上の責任（損害賠償）が発生します！

損害賠償とは、人にけがをさせたり、死亡させたり、物を壊した場合の**金銭上**の責任
※損害賠償の例

高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中看護師と衝突し、看護師に重大な障害が残った。

⇒**高校生本人に5000万円の賠償命令！**

たった一度の交通事故で**あなたも、あなたの家族も**、一生被害者に償っていかなければなりません。

「自転車で歩行者にぶつかる程度なら大きな事故になんてならないだろう。」と考えていませんか？過去には自転車との衝突により**歩行者が亡くなる死亡事故**も発生しています。

自転車は手軽な乗り物ですが車両です。一人一人の自転車利用者が交通ルールとマナーを守って安全利用を心掛けてください。

自転車の対人賠償保険に入っていますか？

東京都では条例で、自転車利用中の事故により他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる**保険等への加入を義務化**しています！

※東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！



TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

